

米子市児童扶養手当受給者に対する 支援給付金

児童扶養手当受給世帯の生活を支援するために
一時金を支給します！

対象は令和2年5月分の児童扶養手当受給者

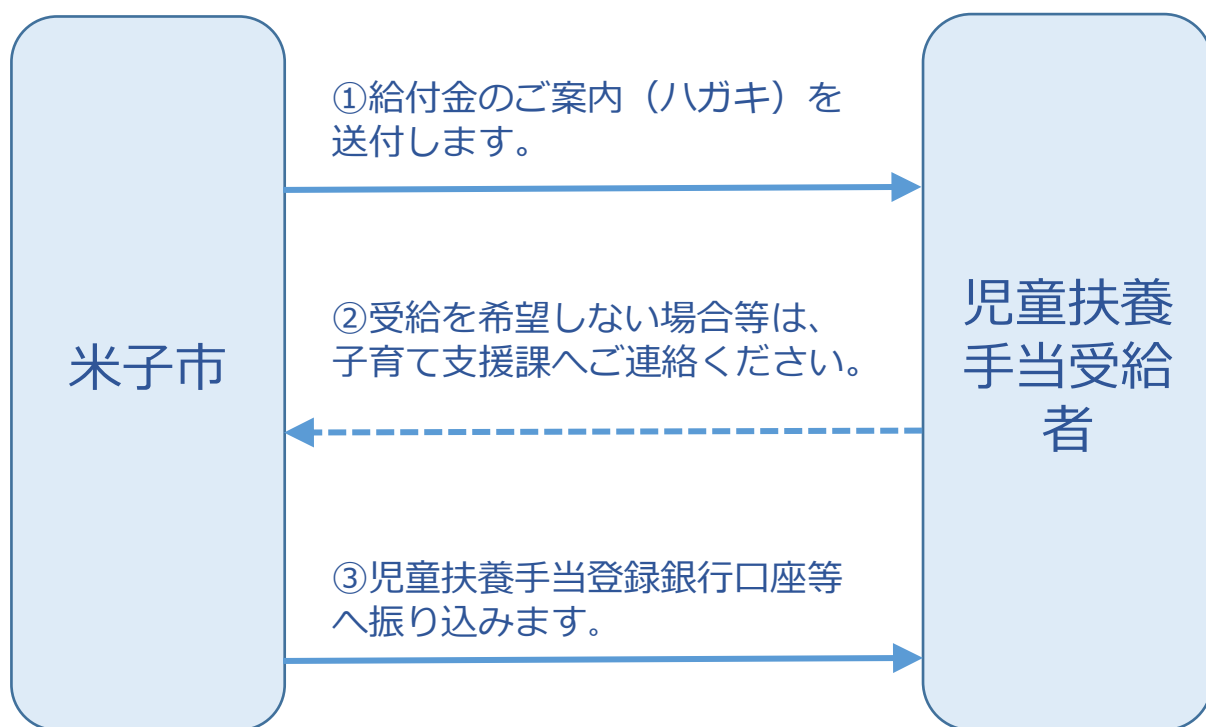
(4月中に児童扶養手当認定申請をされた方、4月中に他の自治体から転入し、米子市で5月分から受給対象となる方を含む)

* 児童扶養手当の全部支給停止の方は対象となりません。

給付金の額は、**1世帯3万円**です。

* この給付金は米子市独自の制度であり、今年度限りの取り組みです。

申請は不要です。 6月19日に支給する予定です。



こんなときはどうなるの？

Q. この給付金は何ですか？

A. 新型コロナウイルス感染症の発生による学校等の臨時休業、事業所等の休業等に伴い、特に就業環境の変化による影響を受けやすいひとり親家庭等に対する緊急的な支援措置として実施する、米子市独自の支援給付金事業です。

Q. 誰が支給対象者になりますか？

A. 令和2年5月分の児童扶養手当受給（米子市からの受給）対象となつてとなっている方。
※全部支給停止の方は対象から除きます。

Q. 引っ越した場合には、支給対象となりますか？

A. 現住所が米子市以外であっても、上記に当てはまる世帯の方は対象となります。

Q. いつ頃振り込まれますか？

A. 原則として、6月19日（金）に振り込みを予定しています。

Q. 給付金の受給を希望しない場合はどうなりますか？

A. お手数ですが、下記担当までご連絡ください。

お問い合わせは

米子市役所
福祉保健部こども未来局子育て支援課
電話：0859（23）5135

「児童扶養手当受給者に対する支援給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに米子市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに米子市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。